

浦和大学・浦和大学短期大学部物品購入等契約に係る取引停止等の取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浦和大学・浦和大学短期大学部（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 事務局長は、業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要領に定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者について取引停止の措置を講じるものとする。

2 事務局長は、前項の措置を講じた場合、事実関係の概要、措置の内容及びその理由、その他必要事項を学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項による報告を受け、取引停止とすることについての決定を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が1つの事案により別表各号の2つ以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日から開始とする。

4 事務局長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除する措置を講じるものとする。

5 前項の措置を講じた場合の学長への報告は、第3条第2項の規定を準用する。

6 学長は、前項による報告を受け、取引停止とすることについての決定を行うものとする。

7 事務局長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

8 事務局長は、前項の措置を講じた場合、学長へ措置内容を報告するものとする。

(指名等の取消し)

第5条 事務局長は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(取引停止の通知)

第6条 学長は、第3条第3項の規定による取引停止、第4条第6項の規程による取引停止の解除を行うときは、事実関係の概要、措置の内容、及びその理由その他必要事項を「取引停止（解除）通知書」（別紙様式1又は別紙様式2）に記載し、直ちに業者に対し、通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでないものとする。

(警告又は注意の喚起)

第8条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事会が行う。

附則

この規程は、平成19年12月8日から施行する。

別表

取引停止の措置基準（第3条関係）

措置要件	取引停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、前号に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 業者の使用人で前号に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>取引停止を決定した日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>2 本学発注の物品購入等契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>3 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(競争入札妨害又は談合)</p> <p>4 代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p>	<p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 本学との契約に関し、納品の事実を偽ったと認められるとき。</p> <p>6 本学との契約に関し、提出書類に意図的な虚偽があったと認められるとき。</p> <p>7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>8 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>